

県南広域振興局長告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年3月22日

県南広域振興局長 小 島 純

介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600868	社会福祉法人清智会	特別養護老人ホームさくら爽	北上市さくら通り三丁目7番7号	令和6年3月31日
0372500140	社会福祉法人つつじ会	まえさわ苑短期入所生活介護事業所	奥州市前沢字塔ヶ崎7番地	〃